② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体(甲型)で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 入札説明書に示す本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は「不採用」とする。

⑶ 技術提案書の記載に関する事項

① 技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、発注者が過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・工事目的物の変更を伴う提案など契約単価項目で支払うことができない提案
・コンクリートの配合の変更及び添加剤の追加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案（目的や施工範囲が明確でない場合に限る）
・クラック防止シート等を追加配置する提案
・供用中の高速道路本線に直接影響するものや本線規制が標準案を大きく超える提案
・交通保安要員や専任の監視員を大幅に追加配置する提案
・機器や設備等を必要以上に増設する提案
・バイオディーゼル燃料の使用による提案は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行」によるものとし、混合率５％を超える（５％以下は可）バイオ混合軽油の使用

② 下記⑷に記載の評価項目㋐～㋒に対し、様式を追加するなどにより提案を増やしている場合、その評価項目に関するすべての提案を「不採用」とする。

③ 技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案に関する評価点は加点しない。

④ 技術提案書は所定の様式により定める文字数にて記載し評価項目ごとにＡ４サイズ片面１枚に収めるものとする。また、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。

⑤ 様式を追加するなどにより提案を増やしている場合、所定の枚数、文字数を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を「不採用」とする。

⑥ 提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。

⑷ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。評価基準は、提案された内容について、評価指標をもとに提案者の優劣を相対的に評価する。

1） 工事目的物の性能・機能に関する事項
品質管理【30点】

㋐ 品質確保に関する以下の提案

① 覆工コンクリートの施工（坑門工、避難連絡路部含む）
② 橋台の施工(深礎杭を含む)
③ 南坑口部の土工工事（補強土壁及び地盤改良）の施工

2） 社会的要請に関する事項
管理体制・手法【40点】

㋑ 管理体制・手法に関する以下の提案

① 既設作業横坑とⅡ期線本坑交差箇所における施工時の留意事項と工夫
② 北坑口部の盤下げ工における留意事項と工夫
③ トンネル掘削・覆工の確実かつ効率的な施工の工夫

環境対策【30点】

㋒ 環境対策に関する以下の提案

① 施工段階における建設機械や車両に関するCO_2排出抑制策
② トンネル仮設備や当該現場内の施設物に関するCO_2排出抑制策
③ 土運搬時の周辺環境への配慮

※資機材搬入出車両に関する提案は評価対象外
※材料に関する提案は評価対象外

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

① 優　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案に比べ、非常に優れているもの。
② 良上　良に比べ、やや優れているもの。
③ 良　標準案に比べ､優れているもの。
④ 良下　標準案に比べ、やや優れているもの。
⑤ 可　標準案又は標準案と同等であるもの。

⑸ 評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

㋐ 品質確保に関する以下の提案

① 覆工コンクリートの施工（坑門工、避難連絡路部含む）
② 橋台の施工（深礎杭を含む）
③ 南坑口部の土工工事（補強土壁及び地盤改良）の施工

・技術評価点(30点)優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

㋑ 管理体制・手法に関する以下の提案

① 既設作業横坑とⅡ期線本坑交差箇所における施工時の留意事項と工夫
② 北坑口部の盤下げ工における留意事項と工夫
③ トンネル掘削・覆工の確実かつ効率的な施工の工夫

・技術評価点（40点）優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点

㋒ 環境対策に関する以下の提案

① 施工段階における建設機械や車両に関するCO_2排出抑制策
② トンネル仮設備や当該現場内の施設物に関するCO_2排出抑制策
③ 土運搬時の周辺環境への配慮

※資機材搬入出車両に関する提案は評価対象外
※材料に関する提案は評価対象外

・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

⑹ 落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。